

委任・任意後見等契約公正証書

[公正証書の記載例の一部]

本公証人は、委任者甲及び受任者乙の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この公正証書を作成する。

本 旨

第1 委任契約

第1条 (契約の趣旨)

甲は、乙に対し、平成30年7月14日、**甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務** (以下「委任事務」といいます。) を委任し、乙は、これを受任します。

第2条 (任意後見契約との関係)

- 1 前条の委任契約 (以下「本委任契約」といいます。) 締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり、乙が第2の任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、乙は、甲が同意しない場合を除き、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任請求をしなければなりません。
- 2 本委任契約は、第2の任意後見契約につき任意後見監督人が選任され、同契約が効力を生じたときに終了します。

第3条 (委任事務の範囲)

- 1 甲は、乙に対し、別紙「代理権目録 (委任契約)」記載の委任事務 (以下「本件委任事務」といいます。) を委任し、その事務処理のための代理権を付与します。
- 2 乙は、**甲の身上に配慮**するものとし、必要に応じて医療関係者等の説明を求め、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めなければなりません。

第4条 (証書等の引渡し等)

(省略)

第2 任意後見契約

第1条 (契約の趣旨)

甲は、乙に対し、平成30年1月15日、任意後見契約に関する法律に基づき、**精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務** (以下「後見事務」といいます。) を委任し、乙は、これを受任します。

第2条 (契約の発効)

- 1 前条の任意後見契約 (以下「本任意後見契約」といいます。) は、**任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じます。**
- 2 本任意後見契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況となり、乙が本任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、

